

資源分別のルール

資源分別収集は、ルールを守っていただかないと資源として再生できません。また、他の人に迷惑をかけることになりしますので、必ず次のルールを守ってください。

①分別して出す
空き缶、スプレー缶、空きびん、紙パック、ペットボトル、食品トレー、容器包装プラスチック、発泡スチロール、金物類はそれぞれ指定された収集

かごに分別して出してください。なお、農薬びんはリサイクルできませんので、必ず使い切って不燃ごみで出してください。

②汚れたまま出さない

容器の中身は使い切り、軽く洗い、汚れ、付着物を取り除いてください。また、栓・キャップは取ってください。

③決められた日時に出す

夜遅い時間など決められた時間以外に出すと近隣の方の迷惑になります。

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

長寿おめでとうございます

9月2日(金)、満100歳を迎えられる藤川千代子さんに、副町長から長寿のお祝い金をお贈りしました。

▶問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100



老人福祉の増進に感謝状

8月31日(水)、名古屋市公会堂で開催された愛知県老人福祉大会において、坪井章さんが愛知県知事感謝状を、奥村俊夫さんが愛知県老人クラブ連合会会長感謝状を受賞しました。また、栄老人クラブは愛知県老人クラブ連合会会長表彰を受賞しました。長年にわたり老人クラブの育成に努め、老人福祉の増進に尽力された功績が認められたものです。

▶問合せ 保険課
高齢者・介護係
☎28・0100



フリーマーケット出店者募集

十一月十二日(土)に開催する環境フェスティバルにおけるフリーマーケット出店者を募集します▼ところ 社会教育センター駐車場▼出店料 無料▼募集数 四区画(先着順)▼申込資格 町内に在住・在勤の二十歳以上の方▼受付期間 十月三日(月)～十月十一日(火)▼申込方法 電話で確認後、役場一階二番窓口住民課環境保全係にお越しください▼注意事項 食品、貴重品、車両、公序良俗に反する物などの販売はできません▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

小型家電のリサイクル

小型家電には、レアメタルなどのリサイクル可能な部分が含まれています。小型家電をリサイクルすることにより貴重な資源を回収でき、ごみを減らすことにもつながります。町では、小型家電を資源分別収集の「金物類」として回収しています。回収へのご協力をお願いいたします。

▼対象となる小型家電 不燃ごみ袋に入る大きさまでの家電製品(電話、ファクシミリ、デジタルカメラ、電気ポット、ゲーム機、プリンタ、リモコン、炊飯器、ラジカセ、トースター、ドライヤー、DVD/BDプレイヤーなど)
▼対象とならない小型家電 家電リサ

イクル法定品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、パソコン、粗大ごみ(不燃ごみ袋に入らないもの)、携帯電話

▼注意事項 個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを消去してください。

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能低下や悪臭の発生などの原因となります。浄化槽の使用には、維持管理として次のことが法律で義務付けられています。

▼法定検査 毎年一回は、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県知事が指定した検査機関のみ実施できます▼申込み (二社) 愛知県浄化槽協会 ☎052・481・7160

▼保守点検 定期的に保守点検を行わなければなりません。浄化槽の機能を確認し、必要に応じて修理してください。県指定事業者のみ委託できます。

▼清掃 毎年一回以上の清掃が必要です。浄化槽の機能を最大限に発揮するために、槽内の汚泥などを取り除いてください。町許可事業者のみ委託できます▼申込み 豊衛工業(株) ☎28・0524

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916